

令和3年3月16日

令和2年度第12回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和2年度第12回教育委員会定例会会議録

日時 令和3年3月16日（火）

9時00分～11時50分

場所 教育委員会室

出席者

|           |          |                         |                   |
|-----------|----------|-------------------------|-------------------|
| 東 條 教 育 長 | 奥        | 副 教 育 長                 | 兼 生 徒 指 導 総 括 監 長 |
| 島 津 委 員   | 前 田      | 教 育 次 長                 | 兼 総 務 福 利 課 長     |
| 今 村 委 員   | 橘 緒      | 学 校 職 員                 | 設 置 課 長           |
| 原 之 園 委 員 | 池 田      | 教 育 義 務 校 教 育 課         | 長                 |
| 堀 江 委 員   | 山 本      | 堀 之 内 山 田               | 高 保 健 体 育 課 長     |
| 馬 場 委 員   | 中 窪      | 社 会 文 化 財 政 課           | 長                 |
|           | 南        | 人 権 同 和 教 育 課           | 長                 |
|           | 岩 越      | 義 務 教 育 課 特 別 支 援 教 育 室 | 長                 |
|           | 上 國 島    | 総 務 福 利 課 企 画 監 理 監 事   | 佐                 |
|           | 中 宮 田(研) | 教 職 員 課 人 事 管 理 課       |                   |
|           | 中 宮 田(俊) | 教 職 員 課 人 事 管 理 課       |                   |
|           | 黒 木      | 高 校 教 育 課 指 導 監 事       |                   |
|           | 荒 田      | 生 徒 指 導 課 参 事           |                   |
|           | 寺 師      | 教 職 員 課 参 事             |                   |
|           | 鶴 田      | 高 校 教 育 課 参 事           |                   |
|           | 中 村      | 総 務 福 利 課 長 補 佐         |                   |

議 決 事 項

| 件 名   | 提 案 理 由   | 審議の状況         | 採決の次第      |
|---|---|---------------|------------|
| <p>議案第1号<br/>鹿児島県教育委員会行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>          | <p>組織機構改正による全国高等学校総合文化祭推進室の設置に伴い、所要の改正を行おうとするものである。</p>                             | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第2号<br/>鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について</p>  | <p>県教育委員会の訓令で定める書類のうち、押印を廃止するものについて、所要の改正を行おうとするものである。</p>                          | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第3号<br/>鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について</p> | <p>会計年度任用職員の夏季休暇を3日から4日とするため、所要の改正を行おうとするものである。</p>                                 | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第4号<br/>学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>             | <p>令和3年度から県立学校に導入される「統合型校務支援システム」を使用して年次有給休暇の請求ができるよう関係規則について所要の改正を行おうとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第5号<br/>鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>         | <p>へき地学校の廃止及び新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>   | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |

議 決 事 項

| 件 名   | 提 案 理 由  | 審議の状況         | 採決の次第      |
|---|--|---------------|------------|
| <p>議案第6号<br/>鹿児島県立中学校<br/>学則の一部を改正する規則の制定について</p>             | <p>性的少数者への配慮を進めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>                            | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第7号<br/>鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について</p>                 | <p>鹿児島県立加世田常潤高等学校の有機生産科及び食品工学科の廃止に伴う所要の改正を行うものである。</p>               | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第8号<br/>鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> | <p>公益財団法人鹿児島県体育協会が公益財団法人鹿児島県スポーツ協会に改称すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |
| <p>議案第9号<br/>学校職員の分限処分について</p>                                | <p>学校職員の分限処分を行おうとするものである。</p>  | <p>特記事項なし</p> | <p>決 定</p> |

# 会 議 要 旨

## 1 開会

## 2 会議の公開等について

議案第9号，その他(8)，その他(9)，その他(10)及びその他(11)については，非公開で審議する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

## 3 令和2年度第11回教育委員会定例会，第2回教育委員会臨時会の会議録の承認

令和2年度第11回教育委員会定例会及び第2回教育委員会臨時会の会議録について，承認する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

## 4 教育長報告

### 報告第1号 令和2年度いきいき教育活動表彰の被表彰者の追加決定について

－ 令和2年度いきいき教育活動表彰の被表彰者について，教育長の臨時代理により追加決定したことについて －

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 文化関係の表彰者の若林謙心さんについて，新聞で2年連続で最優秀賞という記事を見たが，いきいき教育活動表彰においても連続して表彰するのか。

(教育次長兼総務福利課長) 今回，表彰基準の改正を行ったが，昨年度優勝した方については，今年度も優勝すれば引き続き表彰することになる。

(島津委員) 素晴らしい結果を残された方なので，今回，表彰することができて良かった。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので，報告第1号は了承をいただいたものとする。

## 5 議案

### 議案第1号 鹿児島県教育委員会行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

－ 組織機構改正による全国高等学校総合文化祭推進室の設置に伴い，所要の改正を行おうとすることについて －

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

**議案第2号 鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について**

－ 県教育委員会の訓令で定める書類のうち、押印を廃止するものについて、所要の改正を行おうとすることについて －

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 押印見直しの説明について、非常に分かりやすくなったと思う。2月末現在で押印廃止件数が244件となっているが、3月末段階ではどのくらいの件数になるのか。

(教育次長兼総務福利課長) 条例等に基づく申請手続について精査しているが、廃止件数として244件が全てと認識している。

(島津委員) 今年度分としては、244件で全てなのか。

(教育次長兼総務福利課長) そのとおりである。

(島津委員) 今回改正する手続が7件ということだが、これも244件の中に含まれているのか。

(教育次長兼総務福利課長) 今回議案で提出しているものは、条例や要綱等に基づき県教委や県立学校等に提出される申請手続の244件に含まれるものではなく、人事・サービスなどの内部手続に関係するものである。これについては、現在、見直し作業を進めており、今回、議案として一部を提出させていただいた。

(島津委員) 内部手続は、今後どのくらいの件数になる予定か。

(教育次長兼総務福利課長) 内部手続については、およそ100件ほど確認している。

(馬場委員) 保存文書借覧簿について、改正案では「承認印」欄から「承認」欄に変更しているが、この「承認」欄には具体的に何を記載するのか。

(教育次長兼総務福利課長) 承認する職員がサインによって記載することを考えている。

(馬場委員) 場合によっては、印鑑の方が効率的になることもあると思うが、そのような場合は印鑑を押しても構わないのか。

(教育次長兼総務福利課長) 以前の様式から「印」という文字を削除している。場合によっては、印鑑を使う方もいると思うが、それを否定するものではない。

〈質疑終了〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第2号は原案のとおり議決する。

**議案第3号 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について**

- 一 会計年度任用職員の夏季休暇を3日から4日とするため、所要の改正を行おうとすることについて 一

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(教育長) 対象となる職員数は何名くらいいるのか。

(教育次長兼総務福利課長) 今年で状況で申し上げますと、会計年度任用職員のうち、教育委員会事務局の関係がおおよそ230人弱で、学校関係については1,000人程度であり、併せて、1,270名から1,280名である。これは令和2年5月1日現在の数字だが、そのような方々が対象となっている。

〈質疑終了〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第3号は原案のとおり議決する。

**議案第4号 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について**

- 一 令和3年度から県立学校に導入される「統合型校務支援システム」を使用して年次有給休暇の請求ができるよう関係規則について所要の改正を行おうとすることについて 一

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 届出を請求に改めるということだが、届出と請求で、何か意味の違いはあるのか。

(教職員課長) 現行の規定で届出ということになっているが、年次休暇の取得

についても通常の申請で認めるということで、請求という形で統一することに支障はないと判断した。

(島津委員) 届出と請求の持つ意味の違いを分かりやすく説明してほしい。

(教職員課長) 一般的に届出とは一定の事柄を知らせる意味合いが強いが、請求は相手方に行為を求める意味合いが強い。条例や規則の規定の中では請求となっているため、今回の改正に併せて字句を改めるものである。

(教育長) 職員が年休を請求した場合、雇用者側は校務の運営の支障がある時は、時季変更権を行使できることになる。事実行為としての届出ではなく、請求として整理している。

(馬場委員) 請求することにより権利が具体化するということか。

(副教育長) 時季変更権に基づいて、雇用者側が年休の取得を認める、認めないの判断をするという整理になるのではないかと思う。

(原之園委員) なぜ今の時期に改正するのか。文言の整理をしたということか。

(教職員課長) 最も直接的な理由は、校務システムを使って少しでも効率化するために規則を見直す中で、表現的に条例と合っていない部分があった。副教育長からも申し上げたが、年休の時期変更権を巡っての訴訟が判例等でもあるため、請求という表現が条例にあるのも、そのような理由があつてのことだと思う。

〈質疑終了〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第4号は原案のとおり議決する。

#### 議案第5号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 へき地学校の廃止及び新設に伴い、所要の改正をしようとするについて 一

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第5号は原案のとおり議決する。



**議案第6号 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について**  
— 性的少数者への配慮を進めるため、所要の改正をしようとするこ  
について —

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第6号は原案のとおり議決する。

**議案第7号 鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について**  
— 鹿児島県立加世田常潤高等学校の有機生産科及び食品工学科の廃止に  
伴う所要の改正を行うことについて —

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第7号は原案のとおり議決する。

**議案第8号 鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について**  
— 公益財団法人鹿児島県体育協会が公益財団法人鹿児島県スポーツ協会  
に改称すること等に伴い、所要の改正をしようとするこ  
について —

〈保健体育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 体育協会は「体協」と一般的に呼ばれているが、名称が変更された後の略称はどうなるのか。

(保健体育課長) 確認はとっていないが、おそらく「スポ協」と呼ばれるかと思う。今週、会議があるので確認をさせていただきたい。

(島津委員) 俗称があった方が良い気がする。

〈質疑終了〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第8号は原案のとおり議決する。

## 6 その他

### (1) 令和3年度教育行政の施策概要(案)について

- 令和3年度教育行政の施策概要(案)の基本方針、構成、活用方法等について —

(総務福利課企画監が資料に沿って説明)

〈質疑〉

(島津委員) この冊子は毎年作っていただき、非常にわかりやすいものになっていると思う。基本的には冒頭のかごしま未来創造ビジョン・鹿児島県教育大綱が記載されているページは変わらないと思うが、それ以降の予算や各課の事業等が記載されているページで、表現的な部分で工夫をしたようなものはあるのか。

(総務福利課企画監) 御指摘のとおり、冒頭の大きな考え方を示す部分については、教育振興基本計画がそのまま引用されている。その後の各課の事業、特に新しい事業等については、各担当課において表現等について工夫をしている。

〈質疑終了〉

### (2) 市町村立学校の設置・廃止について

- 市町村立学校の設置・廃止における市町村別及び校種別の内訳、理由、経過等について —

(学校施設課長が資料に沿って説明)

〈質疑〉

(島津委員) 統合されて義務教育学校ができたり、複数の小学校が山川小へ新設統合されたりするなど、廃止される学校の規模ではそこそこの数になるが、義務教育学校等では、既存の校舎を再活用するのか、あるいは新設校舎を建築するのか、教えてほしい。

(学校施設課長) 指宿市の山川小学校の新設統合については、現在の大成小学校の校舎を活用する。大成小学校の児童数が廃止される4小学校の中で最も多く、大成小の校舎を活用して統合することになっている。校舎については大規模改修を行い、外壁や屋上の防水を行う。建物内部についても天井、床、内壁まで綺麗に改修を行うと聞いている。日置市の日吉学園については、日吉中学校の敷地内に校舎を1つ新築している。こちらに小学校に入っただき、中学校の校舎はそのまま用いることになっている。肝付町の岸良学園については、同じ敷地内に小学校の校舎と中学校の校舎があるた

め、他の学校のように引っ越しもなく、そのままの形で義務教育学校として運営されることになる。

〈質疑終了〉

### (3) 少人数学級編制の拡充について

- － 少人数学級編制におけるこれまでの取組、国の方針及び今後の対応について －

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 2月の定例会でも少し質問したが、国が35人学級を順次進めていくという中で、鹿児島県はこれまで先行的に小学校1、2年生の30人学級を実施しているということもあり、今のところは先取りした方針で進めていると思う。一方で、他県でも少人数学級を先導してる県があると思うが、その実態について教えてほしい。

(教職員課長) 例えば、九州の中でも小学校2年生の35人学級は、ほとんどの県で導入されている。それ以外に中学校1年生に35人学級を導入したり、あるいは来年度から35人学級を小学校3年生まで行ったりする県もある。当然のことながら、県の財政負担があり、本県の場合は、1年生35人学級、2年生40人学級だったものを30人学級という形にしているため、再来年度から小学校3年生を35人学級にするという形で考えている。他県でも本県と同様に小学校1年生の定数を少し減らして、手厚くしたりするなどの対応をしている県もあるが、県によって実情は様々である。

(島津委員) 予算の面でそう簡単にできるものではないと思うが、いずれは小学校3年生以降も先取りした形での少人数学級を検討していただきたい。

(原之園委員) 小学校2年生まで30人学級で、3年生から35人学級に変わっていくということだが、鹿児島県の場合は小規模の学校が多かったり、離島の学校もあつたりするため、実際のところ、現時点で35人学級になっている学校は大体どれくらいあるのか。

(教職員課長) 現状の数字は手元にないが、試算的な部分では、来年度入学予定の子供たちの人数、その中で特別支援学級に入る人数等を丁寧に積みながら試算する必要があるため、未来予想図的な形の試算はなかなか難しい。ただ、現在の子供たちの数で概算すると、3年生から6年生まで35人学級とした場合は、150学級程度増えるのではないかという計算はしている。一方で、例えば、今まで40人で1学級だった地方の小さな学校でも2学級になるので、具体を1つ1つ検証していかなければ、なかなか数字は申し上げにくい。

我々としては、そのような数字の積み重ねに遺漏がない形で、市町村教委と連携して、人や施設等の面で対応できないことがないように準備をしなければならないと思っている。

〈質疑終了〉

#### (4) 令和2年度「インターネット利用等に関する調査」結果について

- ー 令和2年度「インターネット利用等に関する調査」の調査時期、調査対象及び調査結果等について ー

〈生徒指導監が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) しっかり調査されて、詳細な内容となっているが、気になる部分が多い。フィルタリングについては、それ自体は有効であり、数字も上がってきてはいるが、もう一段レベルを上げないといけないのではないかと思う。家庭内ルールについても、平成30年の保護者対象の数字と令和2年の児童生徒対象の数字では、数字が下がっている。これはやはり親の認識と子供の認識がずれているということだと思う。そういったところをしっかりと注視していく必要がある。また、長時間利用が増えてきたり、SNSサイトやゲームサイト等で知り合った人と会ったことがあるという点は非常に小さい数字ではあるが、危険なことだと思われるので、啓発、指導、教育を徹底していただきたい。

(原之園委員) 先日、児童生徒の生活改善の必要性という新聞記事を読んだ。垂水市のある小学校の取組の例で、それぞれの就寝時間であったり、ゲームの時間を決めて、達成したらシールやバッジをあげるという内容だった。全県下でゲームの時間や平日のインターネットの利用時間が増えているという現状を鑑みて、教育委員会でも効果的な取組を行っている事例の調査を行い、取組の良い事例を県下に紹介するというようなことも必要ではないかと思ったところである。

(生徒指導監) 御指摘のあった点については、各市町村で工夫をして、バッジ等を活用するような事例を紹介したりしながら、子供たちが自分たちの力で積極的に、主体的に取り組んでいくことができるような仕組みを検討したい。

(今村委員) WHOでもゲーム障害という形で病気の位置付けとなっているが、個別具体的にインターネット依存症の対策を立てているのか。

(生徒指導監) 各家庭にパンフレット等を配布したり、CD、DVD等で使い方について子供達に指導しているが、個別具体的に対応するところまではできていない。

(今村委員) インターネット依存症に対する要治療ということが発生すると、診断が必要になってくるので、仕組みづくりを始めていかないといけないと思う。すぐにそういった仕組みができるわけではないので、どういう形でシステムを作って、診断、治療まで持っていくか考える必要がある。医療側も診断はできるが、治療ができる場所がほとんどないというような状況であると思う。基本的にはアルコール依存症や薬物依存症と同じ治療法ということになると思うが、今後はゲーム依存症の人間も増えてくると思う。いかに予防するかということは今でも行っているが、依存症になってしまった方は、本人も自分で止められなくて苦しいし、家族もどうしていいかわからないというような状況であるので、具体的にどのようなシステムを作るかということを考えていただきたい。

(生徒指導監) 現時点では使い方の指導にとどまっており、依存症まで意識した形で、個別具体的に対応するところまではできていない。今後は治療や病気という観点から、対処法等というところも含めて考えてまいりたい。

(馬場委員) アンケートの中に、動画を見る時間が長いとあるが、自分の子供もよく見ている。注意をすると、皆がやっているという言い方をする。実際に子供の学校での話題は、YouTubeやゲームだったりするので、学校で皆で使う時間を減らそうという取組をしていただき、皆でルールを守ろうという雰囲気づくりを指導していただくと、子供たちにも意識させることができるのではないかと思う。

(生徒指導監) 委員からお話しのあったように、学校の話の中に出てくる話だと思うので、学校で子供たち同士で話し合いをする中で、どのような使い方ができるか認識させたい。それを家庭にも持ち帰り、家庭でも話をしながら、使い方に関する家庭内のルールを作ることができるように働きかけたい。

〈質疑終了〉

#### (5) 令和2年度鹿児島学習定着度調査結果報告書について

- 一 令和2年度鹿児島学習定着度調査結果報告書の主な内容、活用方法等について

〈義務教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 最近の結果として、目に見える形で成果が上がってきていることは素晴らしいことだと思う。各市町村教委や学校を回って具体的に話をしたことで、理解が深まった結果なのではないかと思う。

また、資料に記載があるように、「教科、学年を超えた授業参観及び授業研究」や「教科を超えた共通実践事項の設定と成果の検証」を実施するためには、管理職がその気になって進めない限りできないと思うので、その点を認識して、実践した結果が成果に繋がっているのではないかと考える。少し気になった点が、学年別、地区別の平均通過率について、小学5年生の鹿児島市と鹿児島学区を比較した時に、鹿児島市が全科目を下回っている。中学1、2年生になると並んできているが、この小学5年生の鹿児島市の成績があまり良くない点をチェックしておく必要があるのではないか。今後、この子供たちが成長して、さらに伸ばさなければいけない部分があると思うが、どのようにお考えか。また、最後のグラフの中で、WEBシステム等を積極的に活用するという回答が多かったが、この点が成果に結びついたのでないかとも思った。

(義務教育課長) 平成30年に各市教委や学校等を回った際に、各市町村の中で既にその時点で結果を出していた学校は、課題に対して徹底して取り組むことで、結果を出していたことが分かった。そういうことで最初の方は、事務所や市町村が個別に学校に言っていけば、取組が徹底されるのだろうとと思っていた。実際は、より徹底させるためには、上から言われるだけではなくて、自分たちがどのような位置にあるのか、周りと比べてどうなのかということを知るために、横の連帯が必要であることを実感した。そういう意味で、他の市町村や地区と比べて、校長先生、教頭先生等の管理職同士、教員同士が同じエリアの中で、横の学校と繋がり、情報を共有している学校が少ないのではないかと考えている。横の連帯を強化することで、自分たちがまだ至っていない、もっとやらなければいけないという考えが出てくる。また、何か課題に直面したら、解決策について、他からヒントを得られたりするということもある。そのような点が課題として残っているので、私どもも市町村に対して、横の連帯についてお願いしていきたいと思っている。

(堀江委員) 詳しい分析がされていて、よくまとめられていると思う。また、新型コロナウイルス感染症の学習の影響もなく、全体の通過率も7割を超えていて素晴らしいと思う。その中で心配なことが、英語の改善が見られないということである。資料中に「語順整序の問題では、小学校でも扱う表現を含んだ基本的な内容であったが、通過率が5割程度と低かった」や「「思考・表現」の平均通過率は45.5%」、「英語を書く問題では、無解答率がそれぞれ20%を超え、高かった」などが記載されているが、無解答率が他教科に比べて非常に高いというところも問題だと思うので、指導をお願いしたい。また、小学校5、6年生は、外国語が教科化されたということも踏まえて、今後の定着度調査をする必要はないか。もし、実施予定があれば、スケジュール等を伺いたい。さらに、小学校、中学校で接続を図る取組が必要だと思うが、その点についてはいかがか。最後に、資料中の中学校第2学年の国語は、小5

と中1の比較で、今年度実施した学年の間での比較表になっているが、現在の中2の学生の中1と小5の時の通過率の比較のような形になっていると、その学年を経年的に追うことができると思う。参考までに、そのような資料は作成していないのか。

(義務教育課長) 英語の課題については、私どもも深刻に受け止めている。英語の調査で問われている部分は、新しい学習指導要領や高校入試、大学入試の内容を踏まえたものであるので、普段の英語の授業と内容が乖離しているのではないかと懸念している。書くことや長文をしっかりと読むことなど、実践面の英語を活用していくことは非常に重要なことである。その力を高めるための取組として、英検協会と協力をして、来年度から3箇年、全県下の中学校1年生から3年生までを対象に、英検I B Aという簡易版のテストを無料で年1回受検できるようにする取組を実施する。そういったことを活用しながら、英語力を高めていきたいと考えている。また、小中学校の接続について、小学校英語の調査をするかどうかということについては、全体的な傾向等を見ながら検討してまいりたい。ただ、接続を図っていくことは非常に大事で、中学校の定着度調査の内容について、小学校の英語を担当している先生方に見ていただき、中学校1、2年生ではこんなことが出ているから、そのために小学校3年生から6年生までこんな勉強をする必要があるということ意識していただくことも非常に重要だと思っている。その点を今回の結果を踏まえて進めてまいりたい。最後に、経年の変化については、資料中の別のページに記載している。演習問題にしっかり取り組んだということもあるが、平成30年度に小学生で、現在は中1の男の子が、過去に小学校の段階で学力の向上が図れた部分が2年後の中1の時も改善が見られるので、学年が上がるにつれて引き継がれていくという傾向が、もう少し分析をしていけば見えてくるかもしれない。ただ、資料中に記載があるように、1年生の時はよかったが、2年生の時に下がってしまったというケースも実際にある。いくらその学年で良かったとしても、次の学年に上がった時に、取組がされてないということになれば、下がっていくこともあるので、なかなか全体としては見えなくても、市町村別、学校別、あるいは学級別にすれば、見えてくる部分がある。学校でそのように分析をしていただいているところもあるので、進めていきたい。

(原之園委員) 今回の資料で70%の目標をクリアしていく過程がよく分かった。ぜひ、校内研修等で使っていただき、各学校の成績が上がるようお願いできたらと思う。また、これが全国学テに繋がるように祈っている。1つ気になるのが、資料中にあるように子供達が考えていることと先生が考えていることに齟齬があるということである。例えば、授業の目当てや学習の見通し、振り返る活動など、先生は行っていると思っても、児童生徒はそう思っていない。そのようなことが考えられるので、工夫改善のところに書いてあるが、全職員で意図的、明示的に行うことが大切であるというこ

とを具体的に示していただければ、より分かりやすくなるのではないかと思うが、その点はいかがか。

(義務教育課長) 授業改善のところについては、県の方で「学びの羅針盤」というものを作っている。各教科ごとに45分あるいは50分の構成で、授業のシミュレーションをした資料を配っているが、この「学びの羅針盤」を合わせて活用して、授業改善を図るということを示している。

(今村委員) この結果を見ながら、理解がよくできなかったところがあるので、1つ確認したい。3年ぐらいかけて、学校の授業力を高めてきた結果が非常に良かったと捉えており、その中で、一つは演習問題をしっかりすることで、PDCAサイクルがうまく回った。その結果としてコロナの影響もなかったということだろうと考えているが、そのような認識でよろしいか。

(義務教育課長) 教育委員会としては、従来から授業改善をしましようということはかなり言ってきたところである。「学びの羅針盤」を作ったり、ポイントを示したりしたが、県教委だけでなく、事務所、市町村、あるいは学校でも色々と取り組んでおり、地盤はあった。しかし、演習問題と授業改善をリンクさせるような意識はあまりなかったように思う。これが進められたことが改善に繋がったのではないかと考えている。ただ、それだけ先生方に御苦労いただいたとも思っている。もともとやるべきことが多い中で、さらに新しいことをやってくださいとお願いしたので、先生方には本当に頑張っていたいただいたと思っている。

(今村委員) 24日間の休みがあったにも関わらず、結果として、学力に関しては遅れを取り戻せたという話である。その点を考えると、学力については24日間休んでも上がるのでないか、その分の時間を他に活用できるのかもしれないということが考えられる。一方で、学習に関しては影響は無かったのだと思うが、この24日間の休みによって、その他の部分で何か悪い結果が後々出ないかどうかということは、ぜひ確認しておくのではないか。また、全体的に成果が上がって非常に良いとは思いますが、一方で学力が伸びない子供たちもいるのではないか。皆の学力が上がった結果、平均点が上がればいいが、いわゆる落ちこぼれの方は変わらず、場合によっては、数は増えているが、上位者が上がったので平均点が上がるというような分析等があるのか。ICT化が進めば進むほど、貧困問題が課題になってくると言われているので、そういった問題に関してはいかがか。この学力の向上に関しては、底上げがしっかりされているのか。あるいは落ちこぼれの方々が少なくなったということなのか。

(義務教育課長) 個別に見ていくと、当然、児童生徒の能力は均一ではないが、例えば、資料にある分布図を学校で見ただき、正答数が1問



や0問の方は課題があるので、そこをカバーしていくことを指導している。その手段として、補充指導や個別指導をしていると思っているが、学習が遅れているような状況の子供に個別に対応した学校が増えてきているので、底上げが図られていると思っている。引き続きそのような対応を指導していきたい。

〈質疑終了〉

#### (6) 鹿児島県産業教育審議会委員の公募について

- － 鹿児島県産業教育審議会委員の公募人員，公募期間及び委員の任期等について －

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

#### (7) 令和2年度「体力アップ！チャレンジかごしま」に係る学校賞等について

- － 令和2年度「体力アップ！チャレンジかごしま」学校賞の概要，実施種目，授賞校等について －

〈保健体育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) コロナ禍の中でも多くの子供たちにチャレンジしてもらえて良かった。ランキングをつける際に、例えば、縄跳の場合は時間測定をして回数を申告するということか。

(保健体育課長) 何秒間に何回とか，何人で何回ということで，その回数を報告させて，集計した結果となっている。

(島津委員) 4年連続で特別賞ということだが，この4年という年数に何か意味があるのか。なぜ4年なのか教えていただきたい。

(保健体育課長) 始良市立始良小学校は平成29年から今年まで4年連続で学校賞を受賞している。

(島津委員) 3年連続とか，5年連続とかではなく，4年連続で特別賞として表彰するのはなぜか。

(保健体育課長) 4年連続で学校規模に応じた取組が非常に優れていたということで，特別賞を与えるということである。

(島津委員) 5年連続になった場合はどうするのか。

(保健体育課長) 始良小学校でこのような取組が来年もなされた場合には，連続

で特別賞を受賞する可能性もある。

(島津委員) もう少し基準を考えた方が良いと思う。

(保健体育課長) 特別賞については、4年連続の受賞になる学校には、特別の授与をするが、次の年度からは再び学校賞ということで整理している。

(島津委員) 特別賞の受賞の基準を4年にしたのは何か理由があるのか。

(保健体育課長) 頑張っている学校を何らかの形で、表彰する機会を設けたいという意向があり、被表彰校を選定したという事情がある。

(教育長) 暫時休憩する。

〈10分間の休憩〉

(教育長) 再開する。先ほどの特別賞の件について説明をお願いします。

(保健体育課長) 受賞の基本的な考え方で、3年連続した学校に学校賞を与えていたが、次の年からは、特別賞という形で与えていくことにした。さらに、その次の年からは再び学校賞を受賞できるということにしている。

(原之園委員) コロナ禍にも関わらず、数多くの小学校、中学校が参加しているが、どの時間帯で取り組んでいるのか。

(保健体育課長) 休み時間や授業の始まる前など、短い時間を使って取り組んでいると聞いている。

〈質疑終了〉

## 7 議案

### 議案第9号 学校職員の分限処分について

(非公開)

## 8 その他

### (8) 高等学校における「通級による指導」の加配教員配置校について

(非公開)

### (9) 令和4年度公立高等学校入学者選抜日程について

(非公開)

### (10) 令和4年度楠隼中学校入学者選抜日程について

(非公開)

(11) 令和3年度人事異動について  
(非公開)

9 閉会